

「泉南ドリーミングロード・〇〇〇〇」実施マニュアル

1. 名称

「泉南ドリーミングロード・〇〇〇〇」

2. 美化活動区間

(1) 路線名 市道 〇〇〇〇〇〇線

(2) 区 間

泉南市 〇〇〇〇地内

(別添図参照)

3. 参加団体名及び参加団体の構成

(1) 参加団体名

(2) 参加団体の構成

別添資料 1 のとおり

4. 美化活動の詳細

(1) 美化活動の内容は以下のとおりとする。

- ・歩道上の清掃
- ・植樹樹の管理等
- ・その他必要な活動

(2) 美化活動は、月1回以上行うものとする。

(3) 参加団体は、美化活動区間の歩道において「泉南ドリーミングロード・〇〇〇〇」以外の目的で使用しない。

5. ごみの処理等の方法

(1) 美化活動に伴い発生したごみの処理方法は、泉南市の規定によるものとする。

(2) 前号であげたゴミのうち、処理困難物、危険を伴うゴミ（有害物資等）などについては、泉南市が行うものとする。

6. 障害保険の取扱

泉南市が契約する損害保険の適合を受けるものとする。

7. サインボードの設置等

- (1) サインボードの作成、設置及び管理は泉南市が行う。
- (2) 「泉南ドリーミングロード・〇〇〇〇」の協定が解除された場合は、泉南市がサインボードを撤去する。

8. 美化活動中の安全の確保

- (1) 美化活動中の安全対策、予防対策は、参加団体において適切に行う。
- (2) 作業の安全については、美化活動開始前に参加者全員に徹底する。
- (3) 15歳未満（中学生以下）の者が、美化活動を行う場合は、必ず成人の参加者を含むものとする。
- (4) 危険が伴う作業が生じる場合、又は美化活動に安全上問題が生じた場合などは、参加団体は泉南市に連絡し相談する。

9. 交通の安全の確保

- (1) 美化活動中の美化活動区間の歩行者、車両等の道路交通上の安全確保は、参加団体において適切に行う。
- (2) 美化活動に使用する車両等は、道路交通上支障になる場所に駐車しない。
- (3) 道路交通上の危険が生じる場合、又は道路交通の安全上の問題が生じた場合など、参加団体は泉南市に連絡し相談する。
- (4) 美化活動中の道路交通上の安全確保に関して、泉南市は、必要に応じて、参加団体に対して、助言できるものとする。

10. 報告等

- (1) 美化活動中に事故等が発生した場合は、速やかに泉南市に連絡し、報告するものとする。
- (2) 泉南市は、必要に応じて参加団体に美化活動の状況等について、報告を求めることができるものとする。

11. 道路管理上及び法令上の措置

美化活動区間において、道路管理上又は法令上その他の必要が生じた場合、泉南市は適切な措置を行うものとする。

12. 参加団体、泉南市の連絡担当者名等

- (1) 参加団体、泉南市の連絡先、住所、担当者等は別添資料2のとおりとする。
- (2) 上記の連絡先、担当者等に変更が生じた場合は、相互に連絡するものとする。

13. その他

- (1) 美化活動中の安全及び道路交通上の安全が確保されない場合または歩道及び植樹帯等を「泉南ドリーミングロード・〇〇〇〇」以外の目的で使用している場合などは、泉南市は活動内容の変更または活動の中止を指導できるものとする。
- (2) 実施マニュアルの内容の変更については、参加団体、泉南市の申出により、二者協議して行うものとする。